

[件名] 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について (答申案)
に関する意見

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課 shizen_yasei@env.go.jp

[氏名] 認定 NPO 法人 野生生物保全論研究会 鈴木希理恵

[郵便番号・住所] 180-0022 東京都武蔵野市境 1-11-19 モウト APT102

[電話番号] 0422-54-4885

[FAX 番号] 0422-54-4885

(該当箇所)

P7 11 行以下 ④普及啓発の推進

(意見)

具体的な取り組みの中に CITES 附属書掲載種を含む絶滅危惧種の需要の減少を加えるべきである。

(理由)

CITES 決定 17.44-17.46 Demand reduction に対応し、国際的な絶滅危惧種保全に貢献するため。

17.44 Directed to Parties

Parties and technical and financial partners are encouraged to provide the financial and technical support necessary to promote and facilitate the implementation of demand-reduction strategies.

17.45 Directed to Parties

Parties that are destinations for illegal wildlife trade are encouraged to implement demand-reduction strategies and to report to the Standing Committee on the implementation of this decision.

17.46 Directed to Parties

Parties and partners that have implemented demand-reduction strategies and campaigns are encouraged to provide the Secretariat with relevant details on the measures implemented and lessons learnt before the 69th meeting of the Standing Committee, so that these may be shared with other Parties.

(該当箇所)

P8 30 行 希少野生動植物種の流通管理強化

(意見 1)

「外国為替及び外国貿易法」及び「関税法」を合わせて強化すべきである。

(理由)

ワシントン条約附属書 II 掲載種は、種の保存法に基づく国際希少動植物種の対象外である

ため、同条約に基づく規制は外為法および関税法が行っている。ところがこれらの法律に反し、違法輸入が明らかな例がある。

例えば①ジャワスローロリスは、原産国のインドネシアでは 1973 年から保護動物に指定されている (Decree No. 66 1973 of Ministry of Agriculture)。②また The CITES Trade Database によると、インドネシアからの輸出またはインドネシアを原産国とするスローロリス属の生体が日本に合法的に輸入された記録はない。③さらに原産国のインドネシアからスローロリス属の生体が CITES に基づく輸出をしたのは 1997 年にハンガリーに 2 頭 (coucang)、2002 年に米国に 2 頭 (pygmaeus) のみであり、日本への再輸出は考えにくい。スローロリス類が附属書 I に掲載されたのは 2007 年である。

このように原産国以外では稀な存在のジャワスローロリスであるが、2014 年の当会の調査では 1 業者がジャワスローロリスを 5 頭同時に販売していた。またインターネットに日本から投稿された動画 93 本の中で確認されたスローロリス属 114 頭のうちジャワスローロリスが 7 頭含まれていた (Musing 2015)。現在日本の動物園に種の識別でジャワスローロリスと明らかになった個体が、4 頭飼育されている。これらのジャワスローロリスは、原産国インドネシアの法律に反して輸入されたことになる。

附属書 II の厳格な運用のため、外為法および関税法の強化と執行体制の強化を合わせて行うべきである。

執行体制の強化には Wildscan のようなツールを税関・警察等が組織横断的に活用することも検討すべきである。

L.Musing,K.Suzuki,and K.A.I. Nekarlis 2015 Crossing international borders:the trade of slow lorises (*Nycticebus spp.*)as pets in Japan *Asian Primates Journal* 5(1),2015 12-23.

Wildscan <http://www.freeland.org/programs/wildscan/>

(意見 2)

第二十一条では国際希少野生動植物種の個体の譲渡し等は登録票等とともにしなければならないとあるが、譲渡し等をせず所持しているだけでも登録を必要とすること。

(理由)

鳥獣保護法では第十九条で対象狩猟鳥獣以外の鳥獣は飼養の登録をすることになっている。また所有者に対し登録票の確認ができるため、警察による違法行為の取り締まりの強化が期待できる。

(該当箇所)

P8 31 行以下 ①登録票の有効期限の設定

(意見 1)

有効期限の設定と共に登録票を見て違法性に気づき、警察官が摘発できるよう、研修および情報システムが必要である。

(理由)

有効期限の切れた登録票を摘発できる体制が担保されていない。

(意見2)

登録票の有効期限ともに、「規制前取得」の登録票を発行する期限も設けるべきである。

時を経るごとに規制前取得の証明があいまいになるため、ワシントン条約附属書 I 掲載により新たに国際希少動植物種に指定された場合、「規制前取得」を申請できる期間を設けるべきである。そして期間を過ぎ登録ができなくなった生体・器官・加工品は没収対象とすべきである。

(理由)

規制後の登録期間の設定

他の法律においても期間内に手続きをしなければ権利を失われることは一般に行われている。種の保存法でも同様の措置を講ずるべきである。譲受けの届出は 30 日の提出期限が設けられている。

(該当箇所)

P9 15 行以下 ② 個体識別措置（マイクロチップ等）の導入

(意見)

個体識別は裁判の証拠として認められることを目的とし、登録時に DNA 試料（哺乳類の場合は毛など）を提出させ、国際希少野生動植物種の登録票と製品及び個体を確実に対応させること。

(理由)

現在の登録票は裁判で個体識別の証拠として採用されない。これが警察が違法行為を摘発しにくい原因の一つになっている。スローロリスの DNA を研究している研究者によると、DNA 鑑定により親子関係は証明できるため、国内繁殖が偽りでないかもわかる。個体識別措置は裁判で証拠として採用される措置にすべきである。また国際的な捜査機関との犯罪ルートの解明を視野に入れ、DNA 試料を登録時に提出させること。

(該当箇所) **P9 29 行以下 ③ 適切な登録業務を更に推進するための措置**

(意見)

虚偽申請は登録制度そのものを無意味にする行為のため、罰則を強化すべきである。また環境大臣及び登録機関は虚偽申請を判別する能力強化及び警察との連携を強化すべきである。

また譲受けの届出は登録記号番号や氏名住所等を届けるだけであるが、虚偽の登録票によ

る売買を防止するため、生体の場合はペット店で発行する販売時説明書の写真または写しを添付させるなど、裁判の証拠になる譲受けの記録を添付すべきである。

(理由)

ペット店で販売時説明書には年齢を書く欄があり、購入者が偽の登録票と知りつつ購入したか否かの手掛かりになる。

譲渡しした者が死亡、または販売店が廃業した場合でも譲渡し時の記録があれば、違法行為の立件に役立つと思われる。

(該当箇所)

P10 4行以下 インターネット等の新たな流通形態への対応

登録記号番号とあわせて、登録年月日等の表示を義務付けることにより、登録内容を偽った違法な個体の流通を防ぐ効果が期待できる。

(意見)

表示だけでは違法な個体の流通を防げない

(理由)

下の写真のように2013年5月に「規制適用日(平成19(2007)年9月13日)より前に取得」の登録票とともに値札に「2008年タイ産」と書いてスローロリスが販売されていた。

これを見て2007年9月13日前取得であれば、「2008年タイ産」の表示は違法であることを示しているが、摘発されなかった。このように登録年月日の表示だけでは違法個体の流通を防ぐ効果は期待できず、警察官が前述のITツール(Wildscan)などで捜査をしやすくするなど、実施体制の強化と同時に行う必要がある。

国際希少野生動物種登録票
 ¥ ~~80,000~~ ^{75,000}
 性別 オス メス 不明
 生息地 生産国 夕張産
 平均寿命 その他

国際希少野生動物種登録票

(個体及びその加工品)
 登録記号番号 第 110-000171 号

登録を受けた国際希少野生動物種の個体	種名	スローリス属
	区分	生体・卵 ほろ製・標本 その他 ()
	登録時 (平成 23 年 1 月 日) における 主な特徴	体長 33.0cm 体重 1320.0g 雌雄の別 雌 年齢 XXXXXXXX
	備考	規制適用日(平成19年9月13日) より前に取得された個体

平成 23 年 1 月 28 日交付

00011-0003

財団法人自然環境研究センター 理事長



(該当箇所)

P10 16行以下⑤象牙等の事業者の管理強化

(意見1)

象牙等の事業者だけでなく、特定国際種事業に国際希少野生動植物種を含め、事業者登録の義務および違反の場合の事業者登録取り消しを罰則に加えるべき。

(理由)

動物愛護及び管理に関する法律では、動物取扱業の登録の取り消しや業務停止命令の行政処分があるのに比べ、希少野生動植物種の販売にはそれがない。

(意見2)

事業者の責務を第二条に加えるべき。

(理由)

動愛法には動物販売業者の責務(第八条)が定められている。

(意見3)

象牙国内市場を閉鎖するべき。

(理由)

1989年に象牙の国際取引が禁止されてから27年も経つにもかかわらず、いまだに新たな登録が月に100~150本の問い合わせがある(平成28年度第2回絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会資料『登録・認定機関としての行う内容について』自然環境研究センター)ことは、国内在庫の管理ができていないということである。このような状況では日本の象牙国内市場が密猟や違法取引に関係していないとは証明できない。

ゾウの減少だけでなく、紛争・テロ対策や国際犯罪組織の撲滅の点から、国際社会は象牙国内市場閉鎖を強く求めている。日本も国際社会の一員として、象牙の国内市場を閉鎖すべきである。

(該当箇所)

P11 33行以下 ①違法な捕獲等及び譲渡し等に対する措置命令等

(意見1)

第三条(財産権の尊重等)を削除すること。

(理由)

『希少野生生物の国内流通管理に関する点検とりまとめ報告書』平成24年3月(p38)には「所持そのものを原則禁止することは非常に強い規制であり、我が国では銃砲刀剣類や麻薬等、所持すること自体の社会的脅威が極めて大きいものに限られていることに留意する必要がある」とある。しかし国際的には環境犯罪は銃や麻薬に次ぐ規模であり、とくに

象牙等はテロや国際的な犯罪組織の資金源と認識されている。このような国際情勢から希少野生動植物の取引に対する認識を改める必要がある。犯罪収益は没収すべきである。また希少野生動植物の重要性、公共性を考えると、第三条（財産権の尊重等）は時代にそぐわない。また警察による摘発の妨げになると考えられる。

（意見2）

犯罪収益は没収し、器官および加工品は焼却、生体は没収後、答申案 P8 19 行にある認定された動植物園等による「国際希少野生動植物種の繁殖と普及啓発等」に活用すべきである。なお国際希少野生動植物の器官および加工品は処分前に DNA 試料を採取し、国際的な野生生物犯罪の捜査に貢献すべきである。

（理由）

違法に取得したものが転売される可能性がある。税関で輸入が差し止められたブランドコピー商品は焼却処分されている。生体は繁殖個体が新たな違法売買に使われる恐れがある。

以上